

先進主要国の移転価格文書化制度と実態

別紙9

項目		英国	ドイツ	フランス	米国
ロ ー カ ル フ ァ イ ル / 提 出 資 料 / 国 別 報 告 書	求められる資料一覧	英国の税法には、移転価格文書に含める必要がある具体的な項目は指定されていない。移転価格文書に含めることが推奨される情報としてHMRCが発行しているガイダンスは存在するが、日本の規定のような規範的なものではない。	該当なし。	「フルドキュメンテーションから抽出した簡易版」は以下の情報を求められる。 ・グループ及びグループの関連会社の事業概要 - 当該グループ及びグループの関連会社が営む全ての事業活動の概要(前年度から事業活動に変更があった場合は、当該変更を含む) - 納税者の重要な無形資産(フランス拠点の事業に関連する特許、ブランド、商号、ノウハウを含む) - グループの移転価格ポリシーの概要(前年度から変更があった場合は、当該変更の概要を含む) ・その他個別情報 - 納税者の事業概要(前年度から事業活動に変更があった場合は、当該変更を含む) - 関連者間取引を、取引の種類別に分類化したサマリー(当該取引別の合計が€100,000を超える場合は取引規模で分類) - 移転価格ポリシーの設定方法(移転価格算定方法、及び、前年度からの変更を含む)	Treas. Reg. 1.6662-6 (d) 2 (iii) (B), (C)において、以下の情報を求められる。 ・主要な情報(納税者が行った移転価格分析を正確かつ十分に説明するための情報) - 納税者の事業概要 - 納税者の体制図(組織図を含む) - 関連者間取引の概要 - 選択された移転価格算定方法とその選択理由 - 比較対象企業の情報 - 経済分析の詳細 - 関連資料・情報の管理及びアクセスの方法 その他、根拠資料として、「主要な情報」の裏付けとなる元データ等を提出
	執行上の問題点	該当なし。	該当なし。	該当なし。	納税者は、税務上義務化されている移転価格文書を保有しておかなければならないが、その保存期間に係る明確な規則が存在しない。
	各国の現行制度で求められる資料と行動13との相違点	現行の移転価格文書については、OECDの基準を満たすための必要な情報を追加する必要がある。行動13では、現状と比べて遙かに詳細かつ大量の情報が求められる可能性がある。	現行の移転価格文書については、GaufzV及びOECDの基準に定められた情報及び分析を含める必要がある。行動13では、更に詳細な情報の要求が提案されており、納税者による情報開示が増える可能性がある。	行動13では、現在規定と比べて、更に多くの情報が求められる。特にフランス国外の関連者に関する情報について詳細を要求される。具体的には、行動13におけるマスターファイルは、「フルドキュメンテーション」と比較して、以下を含むより詳細な情報を要求している。 ・グループの5つの主要な製品 ・サービスに関するバリューチェーンの説明 ・海外の税務当局とのルーリング・APA等に関する情報	行動13では、現行の文書化規定で定められている情報より多くの情報が求められる。

項目	英国	ドイツ	フランス	米国
【提出時期】 提出時期、同時文書化の必要性	同期文書化は求められていない。 税務当局から要請があった場合には、30日以内に移転価格文書を提出する必要がある。 移転価格文書の提出頻度に関しても指定はなく、調査時に提出をリクエストされる。 HMRCからは移転価格文書のレビュー後に追加的に質問される場合があるが、要求される資料項目は特に定められていない。移転価格調査では、進捗や結果等管理のため、公式なプロセスが規定されており、各段階で承認手続きが必要とされる。	同時文書化が求められる。 移転価格文書は税務当局から要請があった場合に60日以内（"extraordinary business"に係る取引()の場合は30日以内）に提出する必要がある。 移転価格文書は毎年提出することは求められておらず、調査で求められた際に提出する必要がある。 税務調査時には、第一段階で移転価格文書の提出が求められ、その後、追加情報の提出を依頼されることもある。 なお、特定の取引が"extraordinary business"とみなされ、期限内に移転価格文書の提出がなかった場合は罰則が課されるが、提出期限について税務当局と交渉することが可能であった事例もある。 【参考】"extraordinary business"に係る取引 ・重要な長期契約の締結及び変更 ・事業再編時における資産譲渡 ・企業の機能及びリスク負担を変更させ得るほどの資産の譲渡 /ライセンス ・移転価格の設定に重要な影響を与える事業戦略の変更に關する取引	同時文書化が求められる。 「フルドキュメンテーション」のうち、ローカルファイルは税務調査時以外での提出は求められていないが、毎年更新することが求められる。 「フルドキュメンテーションから抽出した簡易版」については、毎年税務申告後6ヶ月以内に提出されなければならない。	同時文書化が求められる。 税務調査時以外での提出は求められないが、税務調査の際には主要な文書は要請があったから30日以内に提供されなければならない。
【重要性】 ある取引の文書化の要否の基準	重要性の基準はない。	関連者間での有形資産取引の受取対価が5,000,000ユーロ未満であり、その他の関連者間取引が500,000ユーロ未満である小規模の会社については、文書化が免除される。	「フルドキュメンテーション」：重要性の基準はない。 「フルドキュメンテーションから抽出した簡易版」：取引の種類及び金額に応じて分類し、取引種類毎の取引の総額が100,000ユーロを超える場合に、その他の関連者との取引概要が求められる。	重要性の基準はない。
【その他】 その他特異的な条件	特になし。	特になし。	特になし。	特になし。
【保存期間】 国内法に定められた文書の保存期間	(1)対象の会計年度末から6年間、(2)納税申告書に係る調査が完了した時、(3)HMRCによる調査の時効となる時まで、保存が推奨される (TIOPA 2010, Part 4)。	10年間。	3年間。 ただし、納税者が赤字を計上している場合は更に長い期間(欠損金の繰越期間の範囲)の保存が求められる。	明確な規則はない。
【更新頻度】 文書を更新するべきタイミング	記載された事業、取引に関する重要な変更があった場合(例:機能、リスク、資産、市場の状況等に係る変更)。 なお、「重要な変更」が何を指すかを示すガイドラインは存在しない。そのため、納税者は申告時に独立企業間原則に則っていることを明示する必要がある。	毎年更新。	「フルドキュメンテーション」：特に決まった規定は存在しない。 「フルドキュメンテーションから抽出した簡易版」：提出締切日(申告期限)の前に更新。	毎年更新。 多くの企業は事業年度が終了後、調査が始まるまでに更新を行う。
【更新頻度】 比較対象企業を更新するべきタイミング	明確な規則はないが、実務として(Deloitteの相場観として)2-3年毎の更新が推奨される。	明確な規則はないが、3年毎の更新が推奨される。	「フルドキュメンテーション」：3年ごとにベンチマークスタディの実施が必要。ベンチマークスタディの実施後2年間は、財務データのみ更新も認められる(事業活動に著しい変化が生じない場合)。 「フルドキュメンテーションから抽出した簡易版」：ベンチマークスタディは要求されない。	明確な法律、規則、ガイドラインはない。
【比較対象企業】 比較対象企業の選定範囲の優先順位等	該当国の比較対象企業が望ましいが、該当国の比較対象企業のデータが不足する場合には、欧州地域の比較対象企業も認められる。	欧州地域内の比較対象企業が認められる。 ドイツの比較対象企業が優先されるということはないが、比較可能性は確保する必要がある。 また、経済環境が比較可能性を構成する要因の一つであることは、OECD移転価格ガイドライン及びドイツの規定上にも言及されていることから、基本的には地域の比較対象企業よりも現地の比較対象の使用が推奨される。	フランス企業を検証対象企業とする場合、比較対象企業としてフランスの会社が求められる。 欧州地域内の比較対象企業は、一定数(5以上)のフランス企業が含まれている場合に認められることがある。	比較対象企業は、検証対象企業が事業を行っている地理的市場(経済状況が実質的に同質であり、複数の国を含む可能性のある地域)から選定される必要がある。
【使用言語】 一義的な使用言語及びそれ以外の言語の可否	英語。	一般的にはドイツ語。 しかし、要請により、その他の言語での移転価格文書の作成も可能。	「フルドキュメンテーション」：外国語での文書作成も可能だが、フランス語への翻訳を求められる可能性がある。 「フルドキュメンテーションから抽出した簡易版」：フランス語。	英語以外の言語での移転価格文書も提出可能だが、英語への翻訳を求められる。
【罰則】 罰則及び文書提出を促すためのインセンティブ	移転価格文書の作成及び保存の不備がある場合、各納税申告毎に最大3,000ユーロの罰金が課される (FA 1998, Sch 18, para 23(1))。	移転価格文書を提出しなかった場合(もしくは重大な不備があった場合)、(1)立証責任の転換、(2)税務当局による推定課税、(3)罰金の賦課が行われる。	税務調査時には、調査の初日に移転価格文書をフランス税務当局へ提出する必要がある。 期限通りの情報提供の不備、または、部分的な情報のみの提供であった場合、調査対象の年度ごとに、更生金額の5%、最低でも調査対象年度を3年とした場合、30,000ユーロ(1年間に10,000ユーロ)の罰金が課される。	移転価格が独立企業原則に則っていることを合理的に示した移転価格文書を保持し、IRSの要請から30日以内に提出する必要がある。それを遵守できなければ罰則がある。
【守秘】 税務当局による文書の取扱いに係る規定	機密情報として取り扱われる。	機密情報として扱われる。	機密情報として取り扱われ、第三者へ開示されることはない。	税務申告及び関連情報は機密情報として取り扱われる。

【グループ内情報共有】 全ての子会社から税務や移転価格の情報を収集している企業の事例		【税務管理方法】 親会社が移転価格ポリシーの集中管理を行っている企業の事例		【移転価格文書】 グローバル移転価格文書を作成している企業の例	
ドイツにおける事例		ドイツにおける事例		ドイツにおける事例	
業種	製造業、自動車、製薬 / 化学、等	業種	製造業、自動車、製薬 / 化学、等	業種	製造業、自動車、製薬 / 化学、等
収集方法	ITツールを使用してグループ内の情報を収集し、集約化した文書化を行っている多国籍企業がある。 具体的には、データベースを経由してマスターファイルの情報を現地に提供し、マスターファイルに現地の情報を追加することで、マスターファイルの情報を集中管理し、現地の情報を効率的に収集することが可能になる。	管理方法	例えば、以下のような方法が想定される。 ・親会社によるグループの移転価格決定、グループの移転価格ガイドライン提供 ・親会社によるマスターファイル及びローカルファイルのテンプレートの提供 ・親会社による標準化した報告スキームの要求	作成方法	二段階アプローチでは、親会社はマスターファイル及び各子会社が作成するローカルファイルのテンプレートを作成する。これにより、一般的なグループの情報(関連会社の組織図、グループの事業戦略などをの一般的な情報)の記載が一度で済むことから効率的であり、内容の一貫性を確保することが可能になる。
有効性	集約化した文書化により、各国間で内容の一貫性を確保し、またグローバルでの文書化整備が可能になる。	管理されている項目	販売に係るマージン、シェアードサービスの提供、無形資産の集中化、キャッシュフロー、等。	有効性	集約化した文書化により、各国間で内容の一貫性を確保し、またグローバルでの文書化整備が可能。
フランスにおける事例		フランスにおける事例		フランスにおける事例	
業種	-	業種	卸売、小売、鉄道関連製造業、不動産、オイル・ガス、製薬、等	業種	エンジニアリング、デジタルセキュリティ、不動産、オイル・ガス、製薬、等
収集方法	例えば、以下のような方法が想定される。 ・本社がExcelで全てのグループ内の関連者間取引を管理 ・移転価格文書を簡易的な機能分析の情報に基づいて作成し、ほぼ全ての関連会社に対して展開 ・税務当局に提供する文書は、常に本社によってレビューされ、本社から税務調査の際のサポート業務も提供	管理方法	親会社において各関連会社の機能リスクに応じてカテゴリ化し、それぞれの活動内容に沿った対価設定を行い、これらの関連会社の対価について、年次で管理する。	作成方法	以下のようなファイルを作成する。 ・グループ全体を説明したマスターファイル ・マスターファイルからフランス拠点に関する内容を抽出したファイル ・OECD移転価格ガイドラインに準拠し、主要なグループ間取引に関する経済分析を含む企業ごとのファイル
有効性	-	管理されている項目	無形資産の集中化、低リスク企業の利益率の確保、資金調達、等	有効性	税務調査の初期段階での防衛策。 ほとんどの場合、移転価格文書は現地企業においてローカライズされており、現地企業における事業概要に則していることから、税務リスクマネジメントにおいて有効なツールとなる。
アメリカにおける事例		アメリカにおける事例		アメリカにおける事例	
業種	-	業種	-	業種	-
収集方法	移転価格文書の準備にあたって、多くの企業は外部の移転価格専門家を雇い、子会社よりの情報収集及び整理を行っている。各企業はそれぞれの情報レポートシステムに基づいた情報収集のシステムを採用している。	管理方法	例えば、以下のような方法が想定される。 ・関連者間取引において契約を締結し、契約に基づいて運営 ・グループ内で移転価格ポリシーを管理する方法をルール化	作成方法	移転価格文書の準備と同様に、多くの企業は外部の移転価格専門家を雇い、子会社よりの情報収集及び整理を行っている。各企業はそれぞれの情報レポートシステムに基づいた収集された情報を基にグローバル移転価格文書を作成する。
有効性	費用対効果(国同士の重複作業の削減)、一貫性確保による二重課税リスクの低減、内部統制の向上。	管理されている項目	-	有効性	費用対効果(国同士の重複作業の削減)、一貫性確保による二重課税リスクの低減、内部統制の向上。